

原著論文

## リツイート者による氏名表示権侵害の成否について

田中 宏和

福山平成大学 福祉健康学部  
(こども学科)

E-mail : htanaka@heisei-u.ac.jp

### 【要旨】

令和2年7月21日に下された、Twitterのリツイート機能に関する最高裁判決<sup>1</sup>は、世間に大きな衝撃を与えた。違法に利用された画像を含む投稿のリツイートを行うと、そのリツイート者の認識に関係なく、リツイート自体が著作権侵害を構成するという判決である。リツイート者にとって厳しすぎる、とセンセーショナルに報じられたこの判決の内容は、実は著作権法を研究している者から見ると驚くに値しないものでもあった。

なぜこのような判決が下されるに至ったかを概観すると、そこには著作者人格権と呼ばれる著作者の人格的利益が大きく関わってくる。特に今回の判決で最高裁が強く論じたのは、氏名表示権と呼ばれる“著作物に著作者のクレジットを表示するための権利”についてであった。今回問題となった画像は著作者名の表示がある写真であったところ、事件当時のTwitterの仕様により、リツイート時に写真が自動的にトリミングされ、著作者名の記載部分が切除される事態が生じた。

著作者からすれば、わざわざ記載している著作者名を切除されているわけであるから、それを氏名表示権の問題と捉えるのは自然といえる。しかし、Twitterの利用者からすると、写真をトリミングしないという選択肢が自らにない状態でリツイートをしたことによって、著作権の侵害になりうると判断されるのは是認し難いであろう。著作権法は時として、このような難問を我々に投げかけてくる。

本稿は、このリツイートに関する最高裁判例を分析し、著作権のうち氏名表示権や同一性保持権侵害の認定に関する問題と、それによる表現行為の萎縮効果について検討を加えるものである。

キーワード：氏名表示権、同一性保持権、著作者人格権

## 1. はじめに

アプリケーション・ソフトウェアの仕様により、利用者の意思を介さず自動的に画像の一部が切除されて（トリミングされて）インターネット上に公開された場合であっても、その一連の行為は著作権を侵害するという社会的インパクトの強い判決が、令和2年7月21日に最高裁で下された（以下、「本判決」と呼ぶ）。SNSの代表的アプリケーションであるTwitterの「リツイート機能」をめぐる争いに対する本判決は、今後その当否において様々な角度から批判されるものと思われる。併せて、本判決を醸成した我が国の著作権法に対する疑義が多く呈されることも予想される。

我が国の著作権法に関しては、いわゆる解釈の“遊び（遊間）のなさ”が際立つ部分が散見され、それはこれまでにも判決・裁判例などで露見してきた。特に本判決でも問題となった著作者人格権の侵害を判断するにあたっては、送り仮名の変更や読点の位置の変更なども侵害行為に該当するとした法政大学懸賞論文事件<sup>2</sup>を筆頭に、極めて厳格な解釈・運用が成されてきたといつても過言ではない。また、著作者人格権に限らず著作財産権の問題においても、コンピューター内部でハードウェアの構造上不可避的に生ずるソフトウェアのDRAMへの一時記録・保存の問題が複製権侵害を構成するか否かをめぐって、著作権法を所轄する文部科学省の文化審議会著作権分科会内で喧々諤々の議論が繰り返されてきたことも著作権法の厳格さを如実に表している。すなわち、これまでの我が国の著作権法が実際の事案に対して適用される際の傾向を考えれば、本判決の結論は順当で、別段、驚くに値しないことになる。

この一連の状況を鑑みたとき、本判決をめぐる問題の純然たる核心は“本当に著作権法の目的から見て、本判決の結論を是認して良いのか”という一点に尽きよう。本判決に対する漠然とした批判や疑義が散発的に生じるのは、まさに法が現実と“乖離している”からであり、判決が我々に避ける術がないことを要求しているからである。殊に今回争われた事案（以下、「本事案」という。）に関しては、“アプリケーションの仕様によって生ずる問題の責任を、ソフトウェア利用者（以下、「ユーザー」とする）に転嫁する余地を残した”という帰着点が問題の所在であり、今後の追究が必要であろう。

そこで、本稿では本判決を概観し、判決内で認められている著作者人格権のうち、氏名表示権侵害の認定に至る解釈に着目をして、我が国が抱える著作権法の問題点

を、一つの思考実験として分析したいと考える。

## 2. 事実の概要

本事案は、写真家であるX（被上告人、控訴人、原告）が、Y<sub>1</sub>（上告人、被控訴人、被告：Twitter inc.）およびY<sub>2</sub>（上告人、被控訴人、被告：Twitter Japan 株式会社）がインターネットを通じて提供するSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）であるTwitterにおいて、Xの著作物である写真<sup>3</sup>が、①訴外氏名不詳者Aにより無断でアカウント（アカウント1）のプロフィール画像として用いられ、その後当該アカウントのタイムライン及びツイートにも表示されたこと、②訴外氏名不詳者B<sub>1</sub>により無断で画像付きツイートの一部として用いられ、当該B<sub>1</sub>のアカウント（アカウント2）のタイムラインにも表示されたこと、③B<sub>1</sub>と同一人物もしくは何らかの関係性があると推察される訴外氏名不詳者B<sub>2</sub>らにより無断で上記②のツイートに対するリツイートがなされ、当該B<sub>2</sub>らのアカウント（アカウント3～5）のタイムラインに表示されたことにより、Xの著作権（複製権、公衆送信権等）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権等）が侵害されたと主張して、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）4条1項に基づき、上記①～③のそれぞれについて、主位的請求として各氏名不詳者が当該アカウントにログインした際の発信者情報であってそのうちIPアドレス等については本判決確定日の正午時点での最も新しいものの開示を、予備的請求として上記各ツイート等がされた際の発信者情報の開示を、それぞれY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>に求めた事案である。

第一審<sup>4</sup>では、Xの請求のうち、AおよびB<sub>1</sub>による各アカウントへ写真の無断使用について「Xは本件アカウント1及び2に本件写真を表示させた者に対し著作権侵害を理由に損害賠償請求権等行使し得るところ、上記の者の特定に資する情報を知る手段が他にあることはうかがわれないから、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められる。」として、「本件アカウント1及び2に対応する電子メールアドレスの開示を求める限度で理由がある」と、一部認容した。しかし、その余の請求が棄却されたため、Xはこれを不服として控訴した。

原審<sup>5</sup>である知的財産高等裁判所（以下、知財高裁という。）は、Xの請求に対し、氏名不詳者らの行為について、著作権法上の同一性保持権（20条）や氏名表示

権（19条）といった著作者人格権の侵害を認める旨の判決を下した。すなわち、同一性保持権侵害の判断については、「表示される画像は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法2条1項1号にいう著作物ということができるところ、上記のとおり、表示するに際して、HTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像…<中略>…となったものと認められるから、本件リツイート者らによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているということができる。」とし、氏名表示権侵害の判断については「本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている画像には、Xの氏名は表示されていない。そして、……<中略>……表示するに際してHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、本件アカウント3～5のタイムラインにおいて表示されている……<中略>……画像となり、Xの氏名が表示されなくなったものと認められるから、Xは、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作者名を表示する権利を侵害されたということができる。」と判示した。結果、知財高裁は第一審で認められていた本件アカウント1、2のメールアドレスの開示に加え、本件アカウント3～5に紐付けられたメールアドレスのXへの開示をYらに命じた。この判決を不服としたYらが最高裁に上告した。

### 3. 判旨

上告棄却。

#### 【1】リツイート者のリツイートが氏名表示権侵害を構成するか

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示することは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への・・・提示」に当たるということができる。

前記事実関係等によれば、Xは、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。）。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。

以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当としては認することができる。」

#### 【2】リツイート者がプロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」となるか否か

「前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、

その主觀的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、……<中略>……本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものということができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者ということができる。

以上によれば、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものというべきである。所論の点に関する原審の判断は、是認することができる。」

#### 4. 検討

<氏名表示権に対する本判決の侵害認定について>

本事案では、第一審及び原審において、Xの著作物に対する①Aによる公衆送信権侵害、同一性保持権侵害、氏名表示権侵害の成否、②B<sub>1</sub>及びB<sub>2</sub>らの公衆送信権侵害、複製権侵害、同一性保持権侵害、氏名表示権侵害の成否について争われてきたが、最高裁は、上告理由からB<sub>2</sub>らの氏名表示権侵害の成否のみを抽出し判断した。原審で認められていたB<sub>1</sub>及びB<sub>2</sub>らの同一性保持権侵害については、民事訴訟法第318条3項に基づき、上告理由から排除されている<sup>6</sup>。

本判決で、注目すべき点は「著作権法19条1項は、文言上その適用を同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。」と断じ、「同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。」と判示したことである。

従来の著作権法学における一部学説では、「複製物に関しては、公衆へ提供、提示される場合に及ぶに止まる。裏からいえば、著作者は、私的な場合で著作物が複製される場合、自己の意に添わない氏名の表示が行われたとしても、これを問責することはできない」と氏名表示権の保護範囲について、著作物の態様や利用状況に基づいて言及されるものもあったが、本判決はそれより広い解釈を示したと考えられる<sup>8</sup>。すなわち、従来の学説・裁判例において著作権法19条1項の氏名表示権は、あくまで“原作品の「公衆への提供若しくは提示」をともなった利用に対して行使しうるもの”との消極的な解釈も存在していたところ<sup>9</sup>、本判決は、侵害された著作物が原作品か複製物であるかという考慮要素や、著作権法21条から27条までの各著作財産権侵害にあたるか否かの要件に関わらず、あくまで「著作物の公衆への提供若しくは提示」をともなった行為全般を均一に解釈すべきとの立場を、敢えて積極的に示したものと言える<sup>10</sup>。これにより、本事案で問題となったような、Twitter利用者(本事案の場合はリツイート者)に著作物を“利用する”認識が希薄な中で、アプリケーションの仕様により「著作物の公衆への提供若しくは提示」が行われ、それが著作者の氏名表示権を侵害する場合であっても、権利侵害の責任を追及できることになった。本判決における戸倉裁判官の補足意見も「もっとも、このような氏名表示権侵害を認めた場合、ツイッター利用者にとっては、画像が掲載されたツイートのリツイートを行うに際して、当該画像の出所や著作者名の表示、著作者の同意等に関する確認を経る負担や、権利侵害のリスクに対する心理的負担が一定程度生ずることは否定できないところである。しかしながら、それは、インターネット上で他人の著作物の掲載を含む投稿を行う際に、現行著作権法下で著作者の権利を侵害しないために必要とされる配慮に当然に伴う負担であって、仮にそれが、これまで気軽にツイッターを利用してリツイートをしてきた者にとって重いものと感じられたとしても、氏名表示権侵害の成否について、出版等による場合や他のインターネット上の投稿をする場合と別異の解釈をすべき理由にはならないであろう。」と述べ、リツイートによる著作物の利用に関して必要な配慮義務に着目し、本判決の立場を補完している。

一方、この考え方には異なる視点から批判的な見方もある。本判決の多数意見に対する林裁判官の反対意見は

「ツイッターを含むSNS……<中略>……による発信や拡散には社会的責任が伴うことは当然である。……<中略>……しかしながら、本件においては、元ツイート画像自体は、通常人には、これを拡散することが不適切であるとはみえないものであるから、一般のツイッター利用者の観点からは、わいせつ画像等とは趣を異にする問題であるといえる。多数意見や原審の判断に従えば、そのようなものであっても、ツイートの主題とは無縁の付随的な画像を含め、あらゆるツイート画像について、これをリツイートしようとする者は、その出所や著作者の同意等について逐一調査、確認しなければならないことになる。」とし、「これは、ツイッター利用者に大きな負担を強いいるものであるといわざるを得ず、権利侵害の判断を直ちにすることが困難な場合にはリツイート自体を差し控えるほかないことになるなどの事態をもたらしかねない。」と述べ、『情報の流通』と『情報発信者の注意義務』を比較衡量し、流通・拡散される情報が違法あるいは不適切なものであるという蓋然性が低い場合には、情報の流通を優先すべきともれる見解を示している。無論、当該見解だけでは、情報の流通を優先すべきとする法的根拠をどこから援用するのか——日本国憲法21条の表現の自由に由来させるのか、著作権法1条の「文化の発展に寄与すること」に依拠させるのか、はたまた別の根拠規定があるのか——は不明だが、情報の流通の観点からの著作権法による規制に対する懸念を裁判官の一人が示していることは、本事案のような問題に一石を投じるものと考えられるであろう。

#### <Twitterの“仕様”によるリツイート者の氏名表示権の侵害認定について>

本判決におけるもう一つの問題点は、問題となった写真がインラインリンク<sup>11</sup>という形で、Twitterの仕様によってトリミングされ、リツイート者の意思が介在しない形で改変されたかどうかという点である。知財高裁においては、この点を著作権法20条の同一性保持権侵害という形で分析し、結論として当該権利の侵害を認めながら、本判決ではあくまでインラインリンクとしての画像のトリミングによって切除された著作者のクレジットについてのみ判断し、このTwitterの仕様による著作者のクレジットの切除が、著作者の氏名表示権の侵害に当たる旨を判示した。この点についてYさんは、トリミングされた画像をクリックすると元画像が表示され、そこには著作者のクレジットが記載されていたと主張したが、「本

件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見る事ができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にする事はない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。」として、Yさんの主張を退けている。

さて、この本判決の考え方は、その結論の是非は兎も角、多くのアプリケーション・ソフトウェアやウェブページの設計に大きな影響を与えそうである。ソフトウェアやウェブページは、あらゆる人にとって分かりやすい、あるいは、馴染みやすい視覚情報を提供するために、その視覚的なインターフェイス（GUI:Graphical User Interface）を洗練してきた歴史がある。無論、視覚情報に重点を置くことは（余計なプログラムが動くことになる、という意味で）コンピューターのハードウェア上の負担を増大させることにはなるが、現代のように、設計プロセスの細分化や高度化によって半導体の処理速度が向上し、ある程度のリッチコンテンツにも耐えうる環境になると、視覚的なデザインを追求した形でのインターフェイス開発が主流化し、場合によってはサービス全体がデザイン重視で、コンテンツの改変すら自動化するムーブメントが起こることとなる。本事案の場合は、それがオンラインリンクを埋め込んだ画像のトリミングの自動化であった。

しかしながら、アプリケーション側が視覚的デザインを重視し簡素で直感的な操作ができるようになると、そのアプリケーションの利用者は“アプリケーションの仕様”というものに注意を払わなくなる。つまり、ある記事を「面白い！」と思ってリツイートしたとしても、その気軽さ故に、リツイートによって自動的に生成されるオンラインリンクが埋め込まれた表示画像の改変などというものについては、全くと言っていいほどに注意を払わない現実がそこにある。だが、本判決はこうしたユーザーの実態をあまり考慮せず、「本件各リツイート者は、その主觀的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、……<中略>……本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先で

ある本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。」とし、「上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべき」と判示した。すなわち、本判決における最高裁の解釈に従えば、たとえアプリケーションの仕様による自動的な著作物の改変による侵害行為であるとしても、その行為者はユーザー（本事案の場合はリツイート者）ということになるのである<sup>12</sup>。このような法理が一般化すると、巡り巡って、アプリケーションの開発者側には、利用者を不法行為の当事者としないための開発上の制約がかかることがあることとなる。

実際にTwitterは、本判決が出される前に仕様が変更され、リツイートによるインラインリンクの画像は、そのまま全てが表示されるようになった。これはアプリケーションのデザインや視覚効果を重視した修正の結果とは考えにくく、推測の域こそ脱しないが、判決の帰趨を見越してサービス利用者を権利侵害者としないために、“権利関係が確認できない不特定多数の画像を自動的にトリミングする仕様のプログラムの排除”を行ったものと考えられるだろう<sup>13</sup>。良くも悪くも、本事案の裁判の動向は、アプリケーションを動作させるプログラムという“表現”に規制的な影響を与えているの可能性がある。

#### <Twitterの“仕様”によるリツイート者の同一性保持権の侵害認定について>

先にも述べたように、原審で肯定されたTwitterの仕様によるリツイート者の同一性保持権の侵害認定については、本判決においては民事訴訟318条3項に基づき、上告理由から排除されたことが事件担当弁護士のホームページより明らかになっている<sup>6</sup>。すなわち、最高裁の目線に立てば、本事案は同一性保持権侵害について詳細に言及せずとも、侵害したことが明らかな氏名表示権についてのみ判断すればよく、その一点でもって、著作者人格権侵害を認定できると考えたのである。

しかし、この状況では、原審の“アプリケーションの仕様で自動的に画像がトリミングされた場合であっても、アプリケーション利用者の同一性保持権侵害が認められる”という趣旨の判断は亡靈のごとく残存すること

となる。民事訴訟法318条3項による上告理由の排除は、最高裁が当該争点について判断しないと決めただけのものであって、原審の判断が誤っていることの証左とはなりえないからである。むしろ、判決の素直な読み方に立てば、同一性保持権侵害については知財高裁の判断が維持されているものと解釈する方が自然であろう。

この状況もまた、アプリケーション・ソフトウェアの開発者やウェブデザイナーの表現行為に過度な負担を与えかねない。利用者への視覚的効果を狙って、インラインリンクという形で元画像を読み込み、ウェブページそれ自体の複製を伴わない形で自動的にトリミングさせて利用するという手法は、誤解を恐れずに言えば、インターネットの世界では一般化した方法でもある<sup>14</sup>。これが著作権法上の違法性を否定しないものとなれば、今や基本的なプログラムとして実装されている当該機能の使用を躊躇せることで潜在的な表現の委縮効果を生み出すであろう。

著作権法20条1項における同一性保持権は「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定されており、我が国も加盟する国際的な著作権条約であるベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約）第6条の2（1）の「著作者は、その財産的权利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。」という規定が要求する著作者の「名誉又は声望を害するおそれのある」という客観的要件ではなく、「その意に反して」という主観的要件を採用している点において、著作物利用者による侵害行為が認定されやすい要件を設定している。国際条約が要求する基準よりも高い水準で著作者の保護範囲を設定してしまったという、いわゆる“ベルヌプラス”と呼ばれる問題であるが、本事案においてもこの問題が影響するものとみて間違いないであろう。行為者が誰であるかという議論は抜きにして、本事案のように写真がトリミングされ切除された場所に著作者名のクレジットがあった場合は、著作権法19条1項に照らして著作者の人格的利益を侵害するという点については、あまり異論のないところであろうが、仮に切除された場所に著作者名がなかった場合についても、同じように著作者の人格的利

益の侵害を認めるべきかという点は疑問がないわけではない。著作権法20条1項に従えば、著作者名のクレジットの有無に関わらず、著作物が切除された部分があるだけで「その意に反」する改変として違法となることは解釈の余地がないが、一方でそれがベルヌ条約の本来の基準である「名誉又は声望を害するおそれのある」改変とは、直ちに言い切れないであろう。特に本事案においては、コンピューターの画面上にトリミングされて表示された画像をクリックすれば元画像が表示される仕様になっていたことは事実認定されている通りであり、もしも、その事実に氏名表示権の問題が含有されていなかつたとしたら、トリミングされているという事実だけでは「名誉又は声望を害するおそれのある」改変であるとは断定できなくなると思われる<sup>15</sup>。

だが、大半のプログラマーやウェブデザイナーにとっては、著作権法が抱えるベルヌプラスの問題の検討の仔細も必要性の薄い話であろう。こうした議論を知ったところで、彼らはおそらく法学者が生業とするような法解釈の境界線を探りながらプログラムを作成するわけもなく、あくまでサービス利用者を権利侵害者としないための大規模な措置を取ることを優先すると推測される。そうであるならば、答えは“著作物の物理的な改変・切除をともなうプログラムを使用しない、使用させない”という単純なリスク回避に落ち着くことになり、果たして、このような事態が我が国の「文化の発展に寄与する」と言えるのかどうかについては検討を要するところとなるだろう。おそらく、この問題は法律の解釈論ではなく、今後の文化政策的な視点での検討が必要だと思われる。

## 5. おわりに

本稿2の事実の概要でも説明したように、本事案の単純なストーリーは、Xの写真を無断で複製・アップロードし、それを利用した氏名不詳者Aと氏名不詳者B<sub>1</sub>ないしB<sub>2</sub>らの個人情報の開示をサービス提供者であるYらに求めたというものである。要するに、Xの視点に立てば、自らの商業用写真を盗用し、勝手に利用した氏名不詳者AないしB<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>らを著作権侵害で訴えるためには、氏名不詳者AないしB<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>らを特定できる情報が必要であり、それを開示し得るのはYらしかいないということになる。一方、Yらの側に立てば、プライバシー・ポリシーのもと保有する個人情報を軽々に外部提供することはできず、究極的には憲法上の通信の秘密を矜持に掲げる事業者として、氏名不詳者AないしB<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>らの情報開示を

拒むことは自明の理であり、たとえ氏名不詳者AないしB<sub>1</sub>・B<sub>2</sub>らによるXへの侵害行為が明らかな場合であっても、彼らの情報をプロバイダ責任制限法4条1項に基づき開示することが妥当か否かについて争うほかない。プロバイダ責任制限法に関するこのような構図の判例・裁判例は過去においても多く存在するものであり、本事案の訴訟当事者の対立構造の図式は、典型的なものであって複雑怪奇なものではない。

ところが、本事案は第一審の東京地裁から原審である知財高裁を経て、判決内容が実社会に及ぼす影響力が肥大化した印象が拭えない。「自分の著作権を侵害した者の情報を教えて欲しい」というXの単純な請求を依り代として、インラインリンクは公衆送信権侵害を構成するか、インラインリンクとして利用され切除・改変された画像は著作者人格権侵害を構成するか、といった著作権法が近時抱えていた問題点が裁判の場で仔細に議論された事実が見て取れる。この点、筆者には『木を見て森を見ず』な検討が展開されているように思えてならない。インターネットで提供されるサービス全体に影響を及ぼすような報道がなされた本事案にかかる裁判例・本判決の展開は、訴訟当事者も意図していなかったところであるように感じる<sup>16</sup>。

著作権法が、著作者・著作権者の財産的・人格的利益の保護に資することを目的とすることは言うまでもないが、一方で、裁判所が下す判決が、様々なコンテンツに関わるクリエイターの創造性へ十把一絡げな規制的影響を与えることは望まれていないであろう。何より、本事案に限って言えば、Twitterの仕様によるインラインリンク用の画像のトリミングに著作者人格権侵害を認めたところで、違法な画像と知らずに用いるリツイートが皆無になるとは思えない。しかし、権利を侵害された者の立場に立てば、裁判上の訴訟戦略に従って、どのような違法行為であってもプロバイダ責任制限法4条1項に言うところの「情報の流通によって自己の権利を侵害された」という要件に妥当させようとするのは当然であって、戦術として相当に広範な主張が行われることは言うまでもない。その広範な各種争点につき、個々の判断をして形成されたのが原審の知財高裁判決であり、最高裁での本判決なのであるが、XがYらに要求しているのは、非常にシンプルに、自らの写真をTwitter上に無断アップロードし改変して利用している氏名不詳者らの個人情報を開示してほしい（併せて、氏名不詳者B<sub>1</sub>とB<sub>2</sub>らの各アカウントの関連性について明らかにして欲し

い)、という点のみである。この単純な訴えが、なぜここまで壮大なインパクトを持つ判決に繋がったのか——これを単に訴訟手続き上の欠缺故とみるべきか、かくも展開されるべき判決だったとみるべきかについては判断が分かれるところになろう。筆者としては、本事案のような場合には、情報公開に関わる訴訟で用いられるようなインカメラ審理を導入するなどの必要性を検討すべきではないか、と率直に思うところもある。

我が国で、1億総クリエイターという言葉が使われ始めて久しいが、本事案のような訴訟は今後も増えていくと思われる。著作権の世界に関して言えば、国民皆が著作者・著作権者になっていく中で、より個々の著作者・著作権者の権利・利益に注意が払える世の中が形成されることは大いに歓迎すべきところである。しかし、それによって表現行為が極めて萎縮的になり、様々なクリエイターの創造性を奪うような事態もまた、回避すべきであろう。本判決を教訓に、著作権法1条が掲げる「文化の発展に寄与する」という視点を、今一度見直す必要があるのかも知れない。

- 1 最三小判令和2年7月21日裁判所ウェブページ。
- 2 東京高判平成3年12月19日判時1422号123頁。
- 3 問題となった写真は鈴蘭を撮った商業用途の写真である（縄田頼信公式ブログ【北海道に恋して】<http://ynawata.asablo.jp/blog/2020/07/23/9270656> (2020年9月17日アクセス) 参照。）。
- 4 東京地判平成28年9月15日判時2382号41頁。
- 5 知財高判平成30年4月25日判時2382号24頁。なお、この本稿執筆の際に、各引用文献の他に、長谷川遼「リツイート事件(控訴審判決)」(著作権研究46)(著作権法学会 2018年) 269-291頁にも触れた。
- 6 I2練馬齊藤法律事務所HP <https://i2law.con10ts.com/2020/07/24/> リツイート事件よくいただく質問と回答 / (2020年9月17日アクセス)。
- 7 田村善之『著作権法概説第2版』(有斐閣 2001年) 427頁。
- 8 中山信弘も「氏名表示権とは、その著作物の「原作品」に、またはその著作物の「公衆への提供若しくは提示に際して、著作者名を表示しましたは表示しない権利である。「原作品」についての氏名表示の抹消・改竄は、侵害が私的領域で行われた場合でも、

著作者人格権侵害とすることが妥当であることが多いであろう。……<中略>……それに対して複製物に関しては、「公衆への提供若しくは提示」に際しという要件があるので、カレンダーの絵（複製物）の氏名の抹消・改竄のように私的領域内で行われる限りは氏名表示権の侵害とはならない。ただ氏名が抹消・改竄された複製物を公衆に提供・提示すれば氏名表示権侵害となる」とし、著作権法19条1項の要件を具体的に見る必要性を説いているもの解される（中山信弘『著作権法 第3版』(有斐閣 2020年) 590頁）。

- 9 例えば、「ロケットニュース24」事件（大阪地判平成25年6月20日判時2218号112頁）は、「本件記事自体に原告の実名、変名の表示はなく、本件ウェブサイトに表示された本件動画のタイトル部分に被告の変名が含まれていたに過ぎないが、……<中略>……被告は、本件動画へのリンクを貼ったにとどまり、自動公衆送信などの方法で「公衆への提供若しくは提示」(法19条) をしたとはいえないのであるから、氏名表示権侵害の前提を欠いている。」と判示していることから、氏名表示権に関する各種要件を個別具体的に審査していることが見て取れる。また、同様に、本判決の第一審も「本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから氏名表示権侵害も成立しない。」としており、「公衆への提供若しくは提示」という氏名表示権侵害の要件を厳格に捉えようとしている姿勢が見て取れる。
- 10 例えば、谷川和幸は控訴審である知財高裁で氏名表示権侵害が認められた際に「展示権が及ばないような複製物の提示行為について氏名表示権侵害が成り立つと解釈されることになれば、一般人の行動に過度な影響が出ることも懸念される。」としており（「Twitterに投稿された画像の同一性保持権侵害等が認められた事例：Twitterリツイート事件控訴審：(知財高判平成30年4月25日裁判所HP(平成28年(ネ)第10101号))」(福岡大学法学論叢63巻2号2018年) 572頁）、本判決に対しても同様の批判は成り立つものと考えられる。
- 11 インラインリンクとは、HTML(HyperText Markup Language)においてのタグで構成されるような、インターネット内でリンクさせた特定サーバーにあるファ

イル（画像ファイルであることが多い）を読み込むように指示をすることである。これに<a href="リンクしたいウェブページのURL">のタグを組み合わせることによって、リンクを埋め込むこともできる。また、本事案で問題となったように、HTMLとは別にCSS（Cascading Style Sheets）の読み込むことを指示することによって、画像のトリミングも可能である。本判決の第一審では「オンラインリンクとは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。」と定義された。

- 12 この点について、谷川和幸は「第1に、……<中略>……画像投稿画面において、投稿者がこのようなトリミングを自覚的・主体的に指定したわけではないことである。すなわち、投稿者は自らが投稿した画像のどの部分を切り出すのかの範囲指定をする機会を与えられていないどころか、そもそもトリミング表示にするかどうかの決定権すら有しない。」と指摘している（谷川和幸 前掲注10）543頁）。
- 13 Twitterのこの仕様の変更は、本判決が認定した氏名表示権侵害への対応と言うよりも、知財高裁で判じられた同一性保持権侵害への対応という可能性が高いであろうが、どちらにせよ裁判の判決の内容が、プログラムの仕様変更に繋がっている可能性は否定できないものと思われる。
- 14 事件当時のTwitterの仕様や、オンラインリンクとして用いられるHTMLのタグの組み合わせやCSSについては谷川和幸 前掲注10）に詳しい。
- 15 もっとも、著作物のトリミングの仕方（本事案に沿って考えれば、写真の切り出し方）によっては、名誉声望を害する改変に抵触する行為が全く想定できないわけではない。また、我が国で著作者の名誉声望保持権侵害が明確に認められた「陛下プロジェクト」事件（知財高判平成25年12月11日裁判所ウェブページ）のように、著作物の改変を伴わない著作物の利用の方法であっても、政治的・思想的に著作者の名誉声望を害する利用はありえるものと考えられる。
- 16 この点につき、弁論主義に基づく裁判である以上

は当然だとの批判はありえよう。しかし、原告であるXが当該事件に関し「善意の第三者がリツイートした事に対して、損害賠償請求や刑事告訴などは、想定しておりません」としているように（繩田頼信 前掲注2）<http://ynawata.asablo.jp/blog/2020/07/25/9271310>（2020年11月8日アクセス）、本件に関するリツイート者であれば、その全員を著作権法違反に問うまでの確固たる意図はそもそもなかったと考えられる。担当弁護士のブログにも「正確に言えば、アカウント2とアカウント3、4、5は同一人物だと想定していましたが、アカウント3、4、5のうちのアカウント3は、アカウント2と本当に別人である可能性が高いことが訴訟の中でわかりました。<改行>そこで、原告側でアカウント3の請求取り下げも検討しましたが、一審の早い段階でツイッタージャパンに対する請求の取下げを行ったところ、これに同意を得られなかった経緯もあり、結局、アカウント3に対する請求も取り下げないまま、訴訟は終了しました。<改行>もっとも、別人の可能性が高いアカウント3に対しては下記のとおり、損害賠償請求をしません。」と述べられている（2練馬齊藤法律事務所HP 前掲注6））ことも、この推測を補足する。本事案の問題は画像を無断アップロードし、利用した訴外氏名不詳者A及びB<sub>1</sub>並びにB<sub>2</sub>と同一人物もしくは関連人物だと推測されたB<sub>2</sub>らの、明らかな著作権に対する違法行為に端を発しているのであり、この氏名不詳者らによる違法行為をY<sub>1</sub>らに認めさせ、登録されている個人情報を開示させるには、本件のような方法しか残されていなかったものと思われる。

# A Study on the Right of Attribution Infringement by Retweets

Hirokazu TANAKA

Department of Childhood Education,  
Faculty of Welfare and Health Science,  
Fukuyama Heisei University

E-mail : htanaka@heisei-u.ac.jp

## Abstract

The Supreme Court ruling on Twitter's retweet on July 21, 2020 had a huge impact on Japanese society. If you retweet a Twitter tweet that contains an illegally edited image, the retweet constitutes a copyright violation. The content of this ruling, which was sensationalized as a threat to retweets, was a ruling that was not surprising to those studying copyright law.

An overview of the ruling involves the issue of moral rights. In particular, the Supreme Court strongly discussed in this ruling the right to display "author's credit on a work," which is called the right of attribution. The photo that caused the proceedings contained the author's name. However, according to the specifications of Twitter at the time of the incident, the photo was automatically cropped at the time of retweet, and the part where the author's name was written was cut off.

From the author's point of view, the name of the author signed to the photo has been removed, and it is natural to regard it as a problem of the right of attribution. But, from the Twitter users' points of view, it is unacceptable that retweets could be violation of copyright, without the users' having the alternative not to crop the photo. This is a problem about which it is difficult for us to decide what is right and what is wrong.

Therefore, this paper analyzes the Supreme Court cases related to this retweet. Then, we will examine the problems related to the right of attribution and the right to integrity and the chilling effect of expressions.

KEYWORDS : The right of attribution, The right to integrity, Moral rights